

道路占用料改定額一覧表（令和6年4月1日より）

当市では、道路法施行令の一部改正に準じ、八戸市道路占用料徴収条例の一部改正を行いました。改定額は以下のとおりです。

1. 改正内容 占用料の額の改定（八戸市道路占用料徴収条例第2条）

2. 施行期日 令和6年4月1日

3. 占用料単価比較
別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料	
			改正後	現行
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>570円</u>	510円
	第2種電柱		<u>870円</u>	790円
	第3種電柱		<u>1,200円</u>	1,100円
	第1種電話柱		<u>510円</u>	460円
	第2種電話柱		<u>810円</u>	730円
	第3種電話柱		<u>1,100円</u>	1,000円
	その他の柱類		<u>51円</u>	46円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円	5円
	地下に設ける電線その他の線類		3円	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>490円</u>	450円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>300円</u>	270円
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,000円</u>	910円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>420円</u>	380円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,800円</u>	1,900円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000円</u>	910円
法第32条 第1項第2 号に掲げ る物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>21円</u>	19円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>30円</u>	27円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>45円</u>	41円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>61円</u>	55円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>91円</u>	82円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>120円</u>	110円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>210円</u>	190円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>300円</u>	270円
外径が1メートル以上のもの	<u>610円</u>	550円		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000円</u>	<u>910円</u>
法第32条 第1項第5 号に掲げ る施設	地下街及び 地下室	階数が1のもの	<u>Aに0.004を 乗じて得た額</u>	Aに0.005を 乗じて得た額
		階数が2のもの	<u>Aに0.006を 乗じて得た額</u>	Aに0.008を 乗じて得た額
		階数が3以上の もの	<u>Aに0.007を 乗じて得た額</u>	Aに0.01を 乗じて得た額

占用物件			単位	占用料	
				改正後	現行
法第 32 条 第 1 項第 5 号に掲げる 施設	上空に設ける通路		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>900 円</u>	930 円
	地下に設ける通路			<u>540 円</u>	560 円
	その他のもの			<u>1,000 円</u>	910 円
法第 32 条 第 1 項第 6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>18 円</u>	19 円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>180 円</u>	190 円
令第 7 条第 1 号に掲げ る物件	看板(アーチ であるものを除く。)	一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>180 円</u>	190 円
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,800 円</u>	1,900 円
	標識		1本につき1年	<u>810 円</u>	730 円
	旗ざお	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	1本につき1日	<u>18 円</u>	19 円
		その他のもの	1本につき1月	<u>180 円</u>	190 円
	幕 (令第7条第2 号に掲げる工 事用施設であ るものを除く。)	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>18 円</u>	19 円
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>180 円</u>	190 円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,800 円</u>	1,900 円
その他のもの		<u>900 円</u>		930 円	
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000 円</u>	910 円
令第 7 条第 3 号に掲げる施設				<u>Aに0.031を 乗じて得た額</u>	Aに0.033を 乗じて得た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同 条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	<u>180 円</u>	190 円
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同 条第 7 号に掲げる施設				<u>100 円</u>	91 円
令第 7 条 第 8 号に掲げ る施設	トンネルの上又は高架の道路 の路面下(当該路面下の地下 を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>Aに0.012を 乗じて得た額</u>	Aに0.016を 乗じて得た額
	上空に設けるもの			<u>Aに0.017を 乗じて得た額</u>	Aに0.023を 乗じて得た額
	地下(トンネ ルの上の地 下を除く。)に 設けるもの	階数が1のもの		<u>Aに0.004を 乗じて得た額</u>	Aに0.005を 乗じて得た額
		階数が2のもの		<u>Aに0.006を 乗じて得た額</u>	Aに0.008を 乗じて得た額
		階数が3以上 のもの		<u>Aに0.007を 乗じて得た額</u>	Aに0.01を 乗じて得た額

占用物件		単位	占用料	
			改正後	現行
令第7条第8号に掲げる施設	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>Aに0.025を乗じて得た額</u>	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>Aに0.015を乗じて得た額</u>	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		<u>Aに0.011を乗じて得た額</u>	Aに0.012を乗じて得た額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 Aとは、近傍類似の土地の地方税法(昭和25年法律第226号)第380条の規定により当市に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。